

第五十五条第六項	特許法第九十五條之三(行政不服審査法による不服申立ての制限)の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定	用する平成二十三年改正特許法第九十五條第一項の規定による通知があつた後(同条第三項の規定による審理の再開がされた場合)にあつては、その後に同条第一項の規定による通知があつた後(同条第三項の規定による審判若しくは実用新案法第四十條の二第一項の訂正)と読み替へるものとする。
別表第五号	登録異議の申立て(請求公告に係る異議の申立てを含む。)をする者	登録異議の申立てをする者
別表第九号	審判又は再審を請求する者	審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者

(平成五年改正法の一部改正に伴う経過措置)
 第二十条 この法律の施行の日前に請求された附則第十七條の規定による改正前の平成五年旧実用新案法(以下「旧平成五年旧実用新案法」という。)第三十七條第一項、第三十九條第一項若しくは第四十八條の十二第一項の審判又は再審については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判であつて、その審決が確定してないものに係る実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正をするに於ける審判(次項において「訂正の審判」という。)については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

3 この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七條第一項、第三十九條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判の確定審決及びこの法律の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例により請求される訂正の審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の日前にした旧平成五年旧実用新案法第三十九條第一項又は第四十條の二第一項の規定による訂正(この法律の施行の日以後にする第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされるものを含む。)に係る実用新案登録の無効(旧平成五年旧実用新案法第三十七條第一項第二号の二に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

5 前条の規定による改正後の平成五年改正法附則第四條第二項において読み替へられた新平成五年旧実用新案法(以下「読替え後の新平成五年旧実用新案法」という。)(第四十一條において準用する新特許法第六十七條の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。)

6 新平成五年旧実用新案法第四十七條第一項及び読替え後の新平成五年旧実用新案法第五十五條第六項において準用する新特許法第九十五條の四の規定は、この法律の施行の日以後に請求された新平成五年旧実用新案法第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判に係る読替え後の新平成五年旧実用新案法第四十一條において準用する新特許法第三十三條第三項の規定によりされる新平成五年旧実用新案法第四十條の二第一項の訂正の請求書の却下の決定について適用し、この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判に係る旧平成五年旧実用新案法第四十一條において準用する旧特許法第三十三條第三項の規定によりされた旧平成五年旧実用新案法第四十條の二第一項の訂正の請求書の却下の決定については、なお従前の例による。

7 読替え後の新平成五年旧実用新案法第四十七條第二項において準用する新特許法第八十一條の規定は、この法律の施行の日以後に請求される新平成五年旧実用新案法第三十七條第一項、第三十九條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判に対する訴えについて適用し、この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七條第一項、第三十九條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。

8 新平成五年旧実用新案法別表第九号の規定は、この法律の施行の日以後に請求される新平成五年旧実用新案法第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判に係る手数料については、旧平成五年旧実用新案法別表第九号の規定は、なおその効力を有する。

(平成八年商標法等改正法の一部改正)
 第二十一条 商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
 附則第五條第四項中、「において準用する新特許法第九十九條第一項」を削る。
 附則第九十九條第一項中、「一」を「い」に改め、同項第二号中、「において準用する新特許法第九十九條第一項」を削る。
 (平成十五年改正法の一部改正)
 第二十二條 特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。
 附則第二條第四項中、「第五條」を「特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十三号)第五條」に、「第十八條第四項」を「第十八條第五項」に改める。
 (平成十八年意匠法等改正法の一部改正)
 第二十三條 意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。
 附則第七條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。
 (調整規定)
 第二十四條 この法律の施行の日が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十八号)の施行の日前である場合には、第七條のうち産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十六項及び第二十七項を削る改正規定中、「第二條第二十六項及び第二十七項」とあるのは、「第二條第二十七項及び第二十八項」とする。
 2 前項の場合において、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律のうち産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一項を改正するとし、第二十二項から第二十六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十七項中「すべての」を「全ての」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項を同条第二十七項とする改正規定中「繰り上げ、同条第二十七項中「すべての」を「全ての」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項を同条第二十七項とする」とあるのは、「繰り上げる」とする。

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年六月八日

内閣総理大臣 菅 直人

財務大臣 野田 佳彦
 文部科学大臣 高木 義明
 経済産業大臣 海江田万里
 内閣総理大臣 菅 直人

法律第六十四号
 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律
 (趣旨)
 第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により多数の被災者が一般旅券(旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二条第二号の一般旅券をいう。以下同じ。)を紛失し、又は焼失したことに対処するため、一般旅券の発給の特例を定めるものとする。